

事 務 連 絡
平成 28 年 8 月 31 日

関係各位

厚生労働省保険局医療課

「データ提出の実績が認められた保険医療機関のデータ提出加算の取扱いについて」等について

標記について、別添にて、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険
主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知し
ましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

【通知】

- データ提出の実績が認められた保険医療機関のデータ提出加算の取扱いについて（平成
28年 8 月 5 日付保医発0805第32号）
- データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱
いについて（平成28年 8 月 22日付保医発0822第1号）
- 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の
一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成28年 8
月 30日付保医発0830第 2 号）
- 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第
一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正
について（平成28年 8 月 30日付保医発0830第 3 号）

(送付先関係団体等)

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人日本慢性期医療協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本私立歯科大学協会
一般社団法人日本病院薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
公益財団法人日本訪問看護財団
独立行政法人国立病院機構本部
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
公益社団法人国民健康保険中央会
社会保険診療報酬支払基金
警察庁長官官房給与厚生課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省高等教育局私学行政課
文部科学省初等中等教育局財務課
防衛省人事教育局
各都道府県後期高齢者医療広域連合
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
労働基準局労災管理課
労働基準局補償課
労働基準局安全衛生部計画課
保険局保険課
社会保険研究所
公益財団法人日本医療保険事務協会